



そこが知りたい



くらしの金融知識

# 「地震大国だからこそ」 「地震保険」で備える

日本は国土面積が世界の0・25%<sup>(注1)</sup>でありながら、マグニチュード6以上の地震発生回数は世界の17・9%<sup>(注2)</sup>を占める世界有数の地震国です。過去、幾度となく大地震の災禍に見舞われてきました。また、世界に存在する約1413の活火山の7・9%<sup>(注3)</sup>が日本にあり、これからも地震との縁は切れそうにないからこそ、おろそかにできないのが補償の確保。この機会に確認しておきましょう。

(注1、注2、注3／出所) 国土交通省河川データブック2021

## 日本は「地震大国」 地域のリスクを把握しよう

豊かな自然の恵みに彩られる一方、世界有数の地震地帯に位置しているのが日本列島です。2011年の東日本大震災を筆頭に、2016年の熊本地震、2018年の北海道胆振東部地震などは、甚大な被害をもたらした大地震として記憶に新しいところです。

今後の発生が予測される大地震の中でも専門家の多くが危機感を共有しているのが、駿河湾から宮崎県日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とする「南海トラフ地震」です。

文部科学省の地震調査研究推進本部の予測によれば、30年以内にマグニ

チュード8～9クラスの地震がこのエリアを襲う確率は70～80%とされています。また、想定される被害は、死者・行方不明者数が約32万人、資産等の被害が約169・5兆円（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが算出）。東日本大震災ではそれぞれ約1万8500人、約16兆9000億円であること踏まえると、その規模の大きさがわかるのではないでしょうか。

こうしたことから、地震への備えは、そのリスクと背中合わせに生きる日本人には欠かせないものだといえます。いざというときの備えを講じる最初のステップとして、今住んでいる地域のリスクを把握しておきましょう。参考になるのは、各都道府県厅所在地の

地震のリスクを評価した「地震ハザードカルテ (<https://www.j-shis.bo-sai.go.jp/labs/karte/>)」(2022年基準、国立研究開発法人防災科学技術研究所) です。

これを見ると、地域によって地震のリスクが大きく違うことがわかります。例えば、今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率を比べてみると、水戸市は80・6%なのに対しても、青森市は5・3%です。

併せて、国土交通省が運営する「ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp>)」で居住地の地形分類や津波の浸水想定などを把握すれば、より具体的にリスクをイメージすることができるでしょう。

## 地震や津波による損害を補償するのは地震保険だけ

実際に地震の被害を受けたときに、金銭面での手助けとなるのが「地震保険」です。その窓口は民間の損害保険会社ですが、補償の提供に国が深く関わる点で、地震保険は普通の保険商品と異なります。

家の購入時などに火災保険に加入する人は多いのですが、地震、津波、噴

火による火事、家屋の倒壊などの損害は火災保険の対象外（一部の例外を除

く）で、これを補償できるのが地震保険になります。

ひとたび発生すると広範囲に大きな損害をもたらす地震の補償を、民間の保険会社だけで担うことは難しく、国が補償の根幹を支える形（再保険）で、民間の保険会社と共同運営しているのが地震保険なのです。

また、地震保険は単独で加入できないのも、ほかの保険との違いです。火災保険とセットでしか加入できないため、火災保険の契約の際、地震保険へ加入するかどうかを併せて選択します（火災保険の既契約があれば、後から地震保険に加入することも可能）。

補償額に関する制約も地震保険ならではの特徴です。火災保険と同様に建物と家財に分けて補償を設定しますが、地震保険の場合、それぞれ「火災保険の契約金額の30～50%、ただし建物は5000万円まで、家財は1000万円まで」という縛りがあります。そのため、被災時に受け取れる「被災者生活再建支援金」の最大300万円など、公的支援制度を含めても、全焼・全壊した家を元通りにするだけの補償を確保するのは難しいのが実情です。

そもそも国の法律が定める地震保険の目的は、「被災者の生活の安定に寄

与すること」。一般的な損害保険のような実損てん補（契約時に定めた保険金額を上限に実際の損害額を受け取れる）ではないということです。

また、受け取れる保険金は、4段階ある損害ランクのどれに該当するかで決まります。【図表1】。満額を受け取れるのは、主要構造部の損害額が建物

【図表1】地震保険の保険金支払基準

2017年1月1日以降に <sup>※1</sup> 保険期間が始まる契約に適用	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
<b>全損</b>	基礎・柱・壁・屋根など <sup>※2</sup> の損害額が 建物の時価の <b>50%以上<sup>※3</sup></b>	家財の損害額が 家財の時価の <b>80%以上</b>	<b>契約金額の 100%</b> (時価が限度)
<b>大半損</b>	基礎・柱・壁・屋根など <sup>※2</sup> の損害額が 建物の時価の <b>40～50%未満<sup>※3</sup></b>	家財の損害額が 家財の時価の <b>60～80%未満</b>	<b>契約金額の 60%</b> (時価の60%が限度)
<b>小半損</b>	基礎・柱・壁・屋根など <sup>※2</sup> の損害額が 建物の時価の <b>20～40%未満<sup>※3</sup></b>	家財の損害額が 家財の時価の <b>30～60%未満</b>	<b>契約金額の 30%</b> (時価の30%が限度)
<b>一部損</b>	基礎・柱・壁・屋根など <sup>※2</sup> の損害額が 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財の時価の <b>10～30%未満</b>	<b>契約金額の 5%</b> (時価の5%が限度)

※1 2016年12月31日以前始期の契約については、「全損」、「半損」、「一部損」の3区分で認定する

※2 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査する。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施工令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいう

※3 津波によって建物（「木造建物」、「共同住宅を除く鉄骨建造物（鉄骨系プレハブ建造物等の戸建住宅）」）に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物（上記と同じ）に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」を認定する

（出所）一般社団法人日本損害保険協会「備えて安心 地震保険の話」を基に作成

の時価の5%以上の場合など「全損」と見なされたときです。損害が小さくなるにつれて「大半損」「小半損」「一部損」とランクが下がり、保険金も少なくなります。

確認しておきたいのは、補償を受けられる損害の最低ラインです。建物の損壊については、柱や屋根など主要構造部の損害額が建物の時価の3%に達したら「一部損」と見なされます。

た津波の場合、主要構造部の損害の基準を満たさなくても、床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水があれば、「一部損」と認定されます。家財の場合は、損害額が時価の10%以上であること、「一部損」認定の最低ラインになります。

このように、地震保険の補償には独自のルールや条件がありますが、被災後の当面の生活を支える費用を受け取れる地震保険の役割は、大きいといえるでしょう。

なお、保険金の請求時には、保険会社の鑑定人が現地を調査して認定しますが、現地調査の前に、建物の損害が生じた場所の応急処置や家財の片づけが必要なケースも多いと思われます。調査で損害状況を把握しやすくするため、応急処置や片付けを行う前に、損害の状況を確認できる写真を撮つてお

きましょう。

撮影のポイントとしては、破損した箇所の「寄りの写真」と全体がわかるような「引きの写真」の両方を撮影すること、建物の外側からと中側からの両方を撮影することなどが挙げられます。ただし、撮影の際には、建物の倒壊などに巻き込まれないよう、安全に十分配慮したうえで行なうことが大切です。

損害認定に不満があるときには保険会社に再鑑定を依頼することができます。また、日本損害保険協会のそんぽADRセンターに相談することも可能です。

## 地域と建物の構造で地震保険料は大きく違う

地震保険は国と民間が共同で運営しているため、保険会社間での補償内容、保険料の違いはありません。しかし、加入者の条件によって支払う保険料は変わります。その最も大きな要因は、住んでいる都道府県と建物の構造です。地震が発生する確率は地域によって差がありますし、人口分布や建物の強度によつても、被害の程度が変わつてくるためです。

例えば、リスクの低い北海道で耐震性に優れた「イ構造」（主として鉄骨・コンクリート造の建物）の家に住

んでいる場合と、東京都で「口構造」（として木造の建物）の家に住んでいる場合を比べると、後者が5倍以上も高

くなります【図表2】。このように差はあるにせよ、地震保険の保険料が家計の負担になるのは確かで

【図表2】都道府県・構造区分別の地震保険料例（改定前後）

（地震保険期間1年、地震保険金額1,000万円、割引適用なし、一括払の場合）

構造区分 都道府県	イ構造 ※1			口構造 ※2			口構造（経過措置適用）※3		
	改定前 保険料※4	改定後 保険料	改定率	改定前 保険料※4	改定後 保険料	改定率	改定前 保険料※4	改定後 保険料	改定率
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	7,400円	7,300円	▲1.4%	12,300円	11,200円	▲8.9%	12,300円	11,200円	▲8.9%
宮城県、山梨県、香川県、宮崎県、沖縄県	11,800円	11,600円	▲1.7%	21,200円	19,500円	▲8.0%	16,300円	19,500円	+19.6%
福島県	9,700円	11,600円	+19.6%	19,500円	19,500円	±0.0%	12,600円	16,300円	+29.4%
茨城県	17,700円	23,000円	+29.9%	36,600円	41,100円	+12.3%	22,900円	29,700円	+29.7%
埼玉県	20,400円	26,500円	+29.9%	36,600円	41,100円	+12.3%	26,400円	34,300円	+29.9%
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	27,500円	27,500円	±0.0%	42,200円	41,100円	▲2.6%	39,300円	41,100円	+4.6%
愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、愛媛県	11,800円	11,600円	▲1.7%	21,200円	19,500円	▲8.0%	21,200円	19,500円	▲8.0%
徳島県、高知県	17,700円	23,000円	+29.9%	41,800円	41,100円	▲1.7%	22,900円	29,700円	+29.7%
大分県	11,800円	7,300円	▲38.1%	21,200円	11,200円	▲47.2%	16,300円	11,200円	▲31.3%

※1 イ構造：火災保険の構造級別が、M構造、T構造、A構造、B構造、S級（特級）、1級または2級の場合

※2 口構造：火災保険の構造級別が、H構造、C構造、D構造、F構造、3級、4級または6級の場合

※3 2006年9月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、口構造の経過措置の基本料率を適用

する。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が2009年12月31日以前から継続している場合に限る

※4 地震保険の始期日が2021年1月1日から2022年9月30日までの契約に適用される保険料

（出所）損害保険料率算出機構「地震保険基準料率表（2021年6月10日提出）」及び損保ジャパン「2022年10月地震保険改定のご案内」を基に作成

す。近年、地震保険の付帯率は上昇傾向にあり、損害保険料率算出機構のデータによれば、2021年度に契約された火災保険のうち地震保険が付帯された割合は69・0%です。ただし、世帯全体の地震保険の加入率は34・6%になります。賃貸住まいの人などが含まれていることのほかに、保険料の高さが、加入をためらう理由の一つとなっているようです。

そこで上手に活用したいのが、保険料の割引制度です。【図表3】。建物が1981年6月以降に新築されたものであれば、「建築年割引」で10%の割引を受けられます。建物の耐震性に応じて適用される割引制度もあり、特に「免震建築物割引」と「耐震等級割引」は、5割安くなります（後者は耐震等級3の場合）。そのほか、地震保険料控除を活用して税負担を減らすという方法もあります。

なお、2022年10月1日から地震保険の保険料が改定され、全国平均で従来より0・7%の値下げになりますが、条件によっては負担が増加する場合もあります。【図表2】の改定前保険料と改定後保険料を比較すると、大分県で構造なら5割近く安くなりますが、茨城県や埼玉県でイ構造だと3割ほど高くなります。また、今回の改定で、長期契

約（期間5年のみ）の保険料割引率が下がることにも注意が必要です。これから加入を検討している人は、改定で保険料がどう変わるのかも必ず確認しましょう。

## 「建物」と「家財」 両方の補償に備えるのが基本

戸建て住宅の場合、怖いのは火事です。特に密集地は類焼のリスクに警戒する必要があります。「失火責任法」のある日本では自分が火元となって近所の家が焼けてしまつても、重大な過失をして適用される割引制度もあります。



一方、賃貸住宅に住んでいる人の場合、建物については大家の持ち物になるため、火災保険、地震保険とともに加入対象ではありません。家財については、賃貸住宅用の火災保険でも地震保険を付帯することができます（少額短期保険など地震保険を付帯できない保険もあります）、再調達に必要な金額を考慮したうえで加入を考えましょう。

一方ではなく両方を補償対象にするのが基本です。片方だけ補償対象にしていると、補償を付けなかった部分にいくら損害が出ても、保険金を受け取ることできません。

また、持ち家でマンション住まいの人気が覚えておきたいのは、個人で加入する火災保険と地震保険で建物を補償対象とした場合、損害が補償されるのは、専有部分（内壁、床、天井など）だけだということです。それでも、万一のために家財も含めて加入しておくと安心です。

### そこが知りたい くらしの金融知識

#### 監修

平野雅章（ひらの・まさあき）

相談専門のファイナンシャル・プランナー。個人相談に特化したFPとして3500件超の実績を持つ。神奈川県立産業技術短期大学校の非常勤講師も務める。横浜FP事務所代表。CFP<sup>®</sup>、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。

地震大国の日本では、マンション、戸建てに関わらず自分が住んでいる地域のリスクを確認しておくことが大切です。また、いざ大地震の被害に見舞われたときに生活に困ることがないよう、地震保険の加入についても検討しましょう。

【図表3】地震保険の保険料割引制度

割引率		条件
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく免震建築物
耐震等級割引	耐震等級3→50% 耐震等級2→30% 耐震等級1→10%	品確法に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊防止など）を備えている
建築年割引	10%	1981年6月1日以降に新築された建物
耐震診断割引	10%	地方公共団体等の耐震診断または耐震改修で、改正建築基準法（1981年6月1日施行）の耐震基準を満たす

（出所）一般社団法人日本損害保険協会「備えて安心 地震保険の話」を基に作成

マンションの共用部分（エントランス、廊下等）は、管理組合が括して火災保険、地震保険に加入するのが基本です。しかし、共用部分の地震保険付帯率は、直近の年度でも5割に満たないのが実情です。自分の住んでいるマンションの管理組合に加入状況を確認してみましょう。

また、持ち家でマンション住まいの人気が覚えておきたいのは、個人で加入する火災保険と地震保険で建物を補償対象とした場合、損害が補償されるのは、専有部分（内壁、床、天井など）だけだということです。それでも、万一のために家財も含めて加入しておくと安心です。

### そこが知りたい くらしの金融知識

#### 監修

平野雅章（ひらの・まさあき）

相談専門のファイナンシャル・プランナー。個人相談に特化したFPとして3500件超の実績を持つ。神奈川県立産業技術短期大学校の非常勤講師も務める。横浜FP事務所代表。CFP<sup>®</sup>、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。